

令和5年8月28日 佐藤

～ 自転車に乗るときはヘルメットを！区内指定店舗での購入で最大2,000円割引～ 「墨田区自転車用ヘルメット購入促進事業」を8月31日より開始

区は、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を助成する「墨田区自転車用ヘルメット購入促進事業」を8月31日（木）より開始します。この事業は、自転車用ヘルメットの購入を検討している区民の購買意欲を向上させ、ヘルメット着用の普及を図り、交通安全の周知啓発のさらなる推進を目的としています。

「墨田区自転車用ヘルメット購入促進事業」は、自転車損害賠償保険等に加入している墨田区民が、区と事業協定を締結した指定店舗（開始時点で、区内16店舗を予定）において、SGマーク等の安全基準の認証を受けた新品のヘルメットを購入する場合に対象となります。

購入時に、身分証明書を提示し、自転車損害賠償保険等に加入していることの確認を取ったうえで、購入票に記入すると、店頭価格から最大2,000円引いた価格で購入できる方式としており、区民は区役所に出向くことなく、店舗において割引後の価格で購入することができます。

また、上記事業に加え、昨年12月23日（改正道路法の公布日）から令和5年8月30日までの間に、既に自転車用ヘルメットを購入した方に、最大2,000円を助成する事業も開始します。

区の担当者は、「自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約7割が頭部に致命傷を負っています。ヘルメット着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べておよそ2.3倍高くなるとされています。この事業を活用していただき、自転車に乗る際にはヘルメットを着用し、安全な走行を心掛けてほしいです。」と呼びかけました。

《概要》墨田区自転車用ヘルメット購入促進事業

対象者：自転車損害賠償責任保険等に加入している墨田区民で、SGマーク等の安全基準の認証を受けた新品の自転車用ヘルメットを、区と事業協定を締結した店舗で購入する方。

適用は着用者1人につき1回まで

割引額：自転車用ヘルメット1つにつき最大2,000円

対象期間：令和5年8月31日（月）から令和6年3月31日（日）まで

その他：その他要件や対象店舗一覧、助成メニューなどの詳細は区HPにてご確認ください。

<https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/jitensha/bicycle/helmetsokushin.html>

《問合せ》土木管理課 03-5608-6203

お問い合わせは午後5時までをお願いします。（広報広聴担当 03-5608-6220）